CORPORATE GOVERNANCE

Zojirushi Corporation

# 最終更新日:2019年3月1日 象印マホービン株式会社

代表取締役社長 市川典男

問合せ先:人事総務部 TEL 06 6356 2322

証券コード: 7965 http://www.zojirushi.co.jp/

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

ステークホルダーの信頼を確保し、持続的に企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの充実は、重要な経営課題のひとつと認識しております。

当社は、激しい経営環境の変化に迅速に対応し、企業価値を向上させ成長するため、企業体質の強化、経営効率の向上を図り、かつ、監査・統制機能の強化に取り組み、経営の迅速性、健全性、透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを充実させてまいりたいと考えております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

英語での情報の開示・提供につきましては、当社における海外投資家の比率の動向を見ながら、実施の必要性について判断してまいりたいと考えております。

なお、当社ウェブサイトには、データブック(日英併記)として、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書などを掲載しております。 http://www.zoijrushi-world.com/corporatedata

#### 【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画についての適切な監督】

当社は、当社代表取締役社長の後継者計画の策定・運用および後継者候補の育成につきましては、現時点では取締役会での監督は行っておりませんが、後継者計画等に関する独立社外取締役との意見交換を行っております。今後ガバナンス体制の整備を推進していく中で引き続き検討を行ってまいります。

#### 【補充原則4-2-1 経営陣の報酬決定手続・報酬制度】

取締役報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役を含む取締役会で定められた内規に基づき、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に事前説明し、意見を聴取するなど適切な関与・助言を得たうえで、内規に基づき算出される各年度の具体的報酬について取締役会で決定を行っておりますが、任意の委員会の設置等さらなる客観性・透明性のある手続の導入についても検討を行ってまいります。

なお、報酬につきましては役職ごとに報酬額を定めた定額報酬部分と業績に応じて一定の基準に基づき算定される業績連動部分から構成される現金報酬と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるための自社株報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成しております。

#### 【原則4-10 任意の仕組みの活用による統治機能の更なる充実】

【補充原則4-10-1 諮問委員会設置による指名・報酬等への独立社外取締役の関与・助言】

当社は機関設計として現在監査役会設置会社を採用しております。取締役等の指名・報酬に関する任意の諮問委員会等は、現時点では設置しておりませんが、指名・報酬に関する重要事項につきましては、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に事前説明し、意見を聴取するなど適切な関与・助言を得ております。今後ガバナンス体制の整備を推進していく中で任意の指名委員会・報酬委員会の設置につきましても引き続き検討を行ってまいります。

## 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画に関しましては、資本コストについても留意した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力等に関する目標設定とその 実現のための事業ポートフォリオの見直しや設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等について一定程度考慮した上で策定 を行っております。今後は資本コストのより的確な把握に努めるとともに必要に応じて計画等の見直しを行ってまいりたいと考えております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式に関する方針・議決権行使基準の開示等】

#### [政策保有に関する方針]

当社は事業を行う中で多数の取引関係を有しており、ステークホルダーとの良好な関係を構築するという観点からも、取引先との関係の維持・強化等を図るため、必要と判断する場合は当該企業の株式を保有することがあります。これらの株式につきましては様々な観点から保有を継続することの意義について、取締役会において個別の株式ごとに毎年検証を行い、保有の合理性について判断し、合理性がないと判断した株式につきましては売却を進めていくこととしております。

#### [政策保有株式に係る議決権行使基準]

政策保有株式に係る議決権の行使については、投資先企業の企業価値向上の観点から、議案が投資先企業の企業価値を毀損することとならないかどうかについて確認の上、当社の中長期的な企業価値向上を図る観点等も勘案し、総合的に判断いたします。

## 【原則1-7 関連当事者間の取引の枠組み開示、取締役会による手続きの監視】

当社では、取締役会規則に基づき、会社と取締役との取引については、会社法に定める競業取引・利益相反取引を行う場合に取締役会において承認・報告を行います。会社と主要株主との取引についても、取締役会規則に基づき、取締役会において承認・報告を行います。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の運用が従業員の資産形成や当社の財政状態に影響を与えることを踏まえ、企業年金の運営において、経理・財務部門から適切な資質を持った人材を配置するなど適切に体制整備を行っております。

当社の年金資産の運用は外部に委託しており、議決権行使等に関連し利益相反は生じないと考えております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

## (1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念、経営方針等については当社ウェブサイトをご参照ください。

企業理念、経営方針等: http://www.zojirushi.co.jp/corp/gaiyo/rinen.html

中期経営計画: http://www.zojirushi.co.jp/corp/ir/policy/future.html

## (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

ステークホルダーの信頼を確保し、持続的に企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの充実は、重要な経営課題のひとつと認識しております。

当社は、激しい経営環境の変化に迅速に対応し、企業価値を向上させ成長するため、企業体質の強化、経営効率の向上を図り、かつ、監査・統制機能の強化に取り組み、経営の迅速性、健全性、透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを充実させてまいりたいと考えております。

## (3) 経営陣幹部・取締役報酬の決定方針と手続

取締役報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役を含む取締役会で定められた内規に基づき、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に事前説明し、意見を聴取するなど適切な関与・助言を得たうえで、内規に基づき算出される各年度の具体的報酬について取締役会で決定を行っております。

なお、報酬につきましては役職ごとに報酬額を定めた定額報酬部分と業績に応じて一定の基準に基づき算定される業績連動部分から構成される現金報酬と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるための自社株報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成しております。

#### (4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針と手続

取締役候補者につきましては、年齢、性別、国籍に関係なく、人格および識見を考慮した上で、社内取締役に関しては当社業務に関する知識・経験を有するとともに取締役に求められる職責を全うすることができる者、社外取締役に関しては専門的な知見や幅広い経験を有するとともに、客観的、中立的な視点から役割・責務を果たすことができる人材を候補者とすることを基本とし、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性についても考慮し、総合的に判断して決定しております。

監査役候補者につきましては、年齢、性別、国籍に関係なく、人格および識見を考慮した上で、常勤監査役については当社業務に関する知識・経験を有するとともに監査役に求められる職責を全うすることができる者、社外監査役に関しては、専門的な知見と幅広い経験を有するとともに、客観的、中立的な視点から役割・責務を果たすことができる人材を候補者とすることを基本とし、監査役に求められる経験・能力・知識を有しているかどうかや財務・会計に関する十分な知見を有している者が含まれているかどうか等を考慮した上て決定しております。

選任・指名手続については、取締役候補者については、取締役会で定めた内規により決定しており、監査役候補者については、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定しております。

解任につきましては、経営陣幹部の職務執行に関して法令・定款違反があった場合やその機能を十分に発揮していないと客観的に認められる場合に独立社外取締役を含む取締役会において審議を行った上で決定いたします。

## (5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名の理由

取締役・監査役候補の個々の選任理由につきましては株主総会招集通知に記載しておりますので、当社ウェブサイトをご参照ください。 http://www.zojirushi.co.jp/corp/ir/stock\_\_info/index.html

#### 【原則4-1-1 取締役会から経営陣に対する委任の範囲の明確化、概要の開示】

- ・法令、定款の定めに基づく重要な業務執行、その他の重要事項など取締役会で審議・決定を行う事項を取締役会規則に定めております。
- ・取締役会の決議事項以外の業務執行の決定につきましては、代表取締役社長、業務執行取締役に委任しておりますが、重要事項については経営会議において審議・決定を行っております。また、稟議規程に定められた事項については代表取締役社長、業務執行取締役等が決裁を行っております。
- ・取締役会が決定した職務権限規程に基づき、代表取締役社長、業務執行取締役、執行役員に業務執行の委任を行っております。

## 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準の策定、開示】

当社は、東京証券取引所の独立性基準及びその基準を参考に当社が定めた独立性判断基準に従い、社外取締役の選任を行っております。

# 【補充原則4-11-1 取締役会の構成、取締役の選任に関する方針・手続の開示】

【原則3-1(4)】の記載をご参照ください。

#### 【補充原則4-11-2 社外役員を含む取締役・監査役の兼任状況の開示】

取締役·監査役の兼任状況につきましては、他の上場会社の役員の兼任を含めて合理的な範囲内であると考えております。

なお、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況につきましては、株主総会招集通知において毎年開示を行っておりますので、当社ウェブサイトをご参照ください。

http://www.zojirushi.co.jp/corp/ir/stock\_\_info/index.html

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価、結果の開示】

当社は、取締役、監査役を対象に取締役会の実効性に関する評価を年1回行っております。今回は各役員の自己評価に基づ〈集計結果を取締役会に報告するとともに、今後の取り組みについて審議を行いました。その概要は以下のとおりであります。

取締役会は、現状の人数・構成員や開催頻度、審議項目数・審議事項及び資料の内容・分量等の運営面においても概ね適切であり、十分に意思決定及び監督機能を果たしていることが確認されました。一方で、より一層の実効性の向上に向け、議論のさらなる充実のための提出資料の見直し・事前検討時間の確保等を行うとともに現在検討中の課題に関しても対応を決定する必要があることについて確認されました。

## 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

- ・取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、適宜必要な情報の提供を行っております。
- ・新たに取締役・監査役に就任した際には、社内出身の取締役・監査役に対しては、例えば取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解するための外部セミナーの受講機会の提供など、社外取締役・社外監査役に対しては、例えば当社グループの事業内容等の理解に必要とされる知識の取得のための情報提供など、それぞれに必要な知識の習得をサポートしております。

·取締役·監査役が就任後、知識等の習得·更新のため、必要に応じて外部の研修·セミナー等を受講できるよう費用面を含めた支援を行う体制としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進する体制整備・取組みに関する方針の開示】

株主からの対話の要望がある場合には、対話を要望する株主の属性、対話の目的、対話の重要性等も考慮の上、対応いたします。

また、株主との対話全般の総括については、経営企画、総務、法務、広報、経理部門等iRに関連する各部門を統括する取締役が行っており、これらのiRに関連する各部門が当社ウェブサイトへの掲載、情報開示、関係部署からの情報収集や情報の分析等について連携し、実施しております。

建設的な対話の観点からは、株主総会においては株主との対話の充実のため丁寧な説明・質疑に努めるとともに、ウェブサイトや株主通信における情報発信の充実に加え、適宜説明会の実施等も含め「R活動の充実を図ってまいります。また、株主に対するアンケートも実施しております。対話において把握された株主の意見・懸念等については、適切に取締役会にフィードバックを行います。

対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策といたしましては、インサイダー取引の防止に関する規程を定めており、株主との対話に際しても、インサイダー情報が発生しやすくなる決算発表前の時期においては、原則として個別面談を行わないこととするとともに情報管理を適切に実施しインサイダー情報の伝達防止に努めるものとしております。

# 2.資本構成

外国人株式保有比率<sup>更新</sup>

20%以上30%未満

# 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
市川 典男	8,382,496	11.54
CLEARSTREAM BANKING S.A	5,597,600	7.71
和幸株式会社	3,957,000	5.45
宝英商事有限会社	2,970,000	4.09
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,446,657	3.37
象印共栄持株会	2,437,720	3.35
公益財団法人市川国際奨学財団	1,650,000	2.27
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,552,494	2.13
市川 尚孝	1,309,000	1.80
市川 圭子	1,075,000	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	11 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

# 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

# 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

## 会社との関係(1)

<b>氏名</b>	会社との関係								i( )						
<b>戊</b> 哲	<b>月</b> 31土	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k			
高岸直樹	税理士														
伊住弘美	他の会社の出身者														

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

# 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高岸直樹			税理士としての専門知識・経験に加え、大学准教授及び講師として会社法に関する学識も有しており、幅広い経験と識見に基づき、客観的、中立的な立場から経営に対する監督を行っていただくため社外取締役に選任しております。また、独立役員として、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

伊住弘美	国内外の人々や子供たちに対して日本の伝統 文化・伝統産業の情報発信・普及などを行う会 社・法人の経営を通じた幅広い経験を有しております。客観的、中立的な立場から多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。また、独立の景として、一般性大人の利益和長いが生
伊任弘美	

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

# 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役と会計監査人は監査計画策定時や監査報告会、その他随時、情報共有の場を持っており、各々の監査方針、監査実施状況や期中に発生した問題点について情報交換を実施するなど相互に連携し、監査の実効性の向上を図っております。

監査役は、内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時行うとともに、主要な事業所など必要に応じて、実地監査への立会いを行うなど、連携を高めることにより相互の機能強化を図っております。

また、内部監査部門は、監査役及び会計監査人に対して内部統制システムの整備状況及びその他の重要事項などについて随時報告を行うとともに情報及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数 <sup>更新</sup>	2 名

会社との関係(1) <sup>更新</sup>

<b>正</b> 夕	- Jul		会社との関係(								( )						
<b>戊</b> 哲	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m			
塩野香苗	税理士																
宇都宮一志	弁護士																

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩野香苗			税理士としての専門知識・経験に加え、金融機関での業務経験も有するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これまでの幅広い経験と専門知識を監査体制の強化に活かしていただくため選任しております。また、独立役員として、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
宇都宮一志			弁護士としての専門知識・経験に加え、企業の 法務部門での業務経験も有しており、これまで の幅広い経験と専門知識を当社の監査体制の 強化に活かしていただくため選任しておりま す。また、独立役員として、一般株主との利益 相反が生じるおそれはないと判断しておりま す。

# 【独立役員関係】

独立役員の人数 <sup>更新</sup>

4名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。なお、社外役員の選任を行う際には、東京証券取引所の独立性 基準及びその基準を参考に当社が定めた独立性判断基準に従い、独立性を判断しております。

# 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明<sup>更新</sup>



当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報 酬制度を導入しております。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

# 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年11月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。 取締役の年間報酬総額 310百万円(うち社外取締役 10百万円、特定譲渡制限付株式報酬の費用計上額 17百万円) 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役を含む取締役会で定められた内規に基づき、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に事前説明し、意見を聴取するなど適切な関与・助言を得たうえで、内規に基づき算出される各年度の具体的報酬について取締役会で決定を行っております。

なお、報酬につきましては役職ごとに報酬額を定めた定額報酬部分と業績に応じて一定の基準に基づき算定される業績連動部分から構成される現金報酬と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるための自社株報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成しております。

# 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、担当部門を通じて事前に取締役会の審議事項に関する資料の送付を行うとともに、必要に応じて事前説明を行うなど情報提供を実施しております。また、スケジュール等の連絡・調整なども担当部門を窓口として行っております。さらに、内部監査部門が社外監査役を含め監査役のサポートをしており、必要に応じて情報の共有化を図っております。

# 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は提出日現在において取締役10名(うち2名を社外取締役)で構成しており、原則として月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、業務執行状況の報告及び監督を行っております。経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築と経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。また、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化を図っております。

経営会議を原則として週1回開催し、代表取締役社長、取締役、担当執行役員等を中心に、経営の基本方針及び経営戦略、取締役会が決定した経営の基本方針に基づく執行方針に関する事項やその他経営全般にかかわる重要事項について審議・決定を行い、迅速な経営活動を推進しております。

監査役会は監査役3名で、そのうち2名を社外監査役で構成しております。また、財務・会計に関する知見を有する監査役を社外監査役に選任し、監査の実効性向上を図っております。監査役会は原則として月1回開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査役は経営会議などの重要な会議にも出席し、監査役会等を通じて社外監査役との情報共有を図っており、経営に対する監視の強化に努めております。また、内部監査部門との連携強化をはじめ、監査役の機能強化も図っております。

社外取締役を2名選任し、監査役とそれぞれの立場を活かした監督·監査を行うとともに、社外取締役と監査役は情報共有や意見交換を定期的に行うなど相互の連携を強化することにより、経営に対する監督機能が有効に機能する体制を構築しております。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がない時に限られます。

内部監査部門として監査部(人員5名)を設置し、当社及びグループ会社を対象に業務遂行状況等について、監査計画に従い定期的に内部監査を実施しております。また、監査部は内部統制システムの整備状況及び運用状況の評価など内部統制に関する業務も行っております。

会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。(2018年11月期においては、川井一男氏、奥田 賢氏の2名(継続年数はいずれも7年以内)が業務を執行し、公認会計士11名、その他11名が補助者として会計監査業務を実施しております。)

# 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外からの経営監視という観点においては、法律、税務、財務、会計等に関する専門的な知見と幅広い経験に加え、多面的な視点や女性の視点を活かして客観的、中立的な立場からの監督・監査を実施し、企業統治の実効性や企業価値の向上を図っております。

また、社外取締役を2名選任し、監査役とそれぞれの立場を活かした監督・監査を行うとともに、社外取締役と監査役は情報共有や意見交換を 定期的に行うなど相互の連携を強化することによりガバナンス体制の充実を図ることで、経営に対する監督機能が有効に機能する体制を構築し ており、現状の体制を採用しております。

# 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分検討したうえで、議決権を行使していただ〈ことができるように招集通知の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2019年2月の定時株主総会よりインターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2019年2月の定時株主総会より株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム を利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知(狭義の招集通知及び株主総会参考書類)の英訳を東京証券取引所ホームページに掲載しております。
その他	当社ホームページへの招集通知の掲載を行っております。また、株主総会会場では、映像、写真、グラフやナレーションを使用して事業概況等の報告を行い、株主の皆様によりわかりやすい説明を行っております。

# 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適時・適切な会社情報の開示に努めることを基本方針としており、当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	下記のURLにて決算短信、適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、業績の推移などのIR資料を掲載しております。 http://www.zojirushi.co.jp/corp/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	·IR担当部署 経営企画、総務、法務、広報、経理部門 ·IR担当役員 取締役管理本部長 真田 修	

# 3.ステークホルダーの立場の**尊重**に係る取組み状況 <sup>更新</sup>

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は経営方針『「BRAND INNOVATION」 ~ 家庭用品ブランドの深化と、「食」と「暮らし」の ソリューションブランドへの進化 ~ 』を掲げ、法令の遵守、迅速で適切な情報開示、人権の 尊重、積極的な社会貢献等により健全かつ透明な関係を築くとともに、互いの利益を実現 することを目指して企業経営を行っており、CSR基本方針や経営計画等において株主、お 客様、従業員、取引先、地域社会等各ステークホルダーの立場の尊重について規定してお ります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はこれからも社会の発展に貢献し、社会から必要とされ続けることが当社の使命であるとの考えから、「CSR基本方針」を制定しております。 環境保全活動としては、国内製造事業所においてISO14001の認可を受けており、これに準拠して電気等のエネルギー使用量の削減、省エネルギーやリサイクルを考慮した製品設計およびグリーン調達に向けての活動を展開するとともに、定期的な事業所周辺の清掃活動や「クールビズ」、「ウォームビズ」をはじめとする取り組みを推進しております。 その他、優れた保温保冷性能と、何度も繰り返し使えて環境に優しいステンレスボトルを携帯することにより、環境への貢献と、健康的なライフスタイルを提案するキャンペーンを企画し、イベントへの協賛や各メディアへの情報発信など積極的な啓蒙活動を展開しております。

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定 全てのステークホルダーの皆様に当社の状況を正し〈理解していただ〈ことを目的として、 金融商品取引法等の関係法令、証券取引法の定める適時開示規則を遵守するとともに、 当社を理解していただ〈うえで有用な情報についても、プレスリリースやホームページ等へ の掲載を通じて適時・適切な開示に努めることを基本方針としております。

## 内部統制システム等に関する事項

# 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において中期経営計画を策定し、それに基づく各年度計画に従い当社及び子会社における具体的な年度目標や予算を設定するとともにそれに基づく月次、四半期業績管理を定期的、日常的に実施しております。また、原則的に週1回開催される経営会議において、当社及び当社グループ全体における諸重要案件の検討を行い、早期解決、実施を図っております。この経営会議には常勤監査役も毎回出席し、取締役、執行役員の職務執行を監視できる体制となっております。

情報管理体制につきましては、各種情報の記録や保存に関しては、社内規程に基づき、適切に保存及び管理をしております。また、情報セキュリティに係る規程を制定し、情報セキュリティの管理体制を明確化するとともに、情報セキュリティを向上させるための施策を推進しております。コンプライアンス体制につきましては、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置するとともに、内部通報制度の導入や一人ひとりが心がけるべき規範として「倫理行動規範」を制定するなど当社グループ全体への教育啓蒙活動を実施しており、当社グループ全体のコンプライアンス体制のさらなる強化を目指しております。また、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会を中心に財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めております。

リスク管理体制につきましては、リスク管理体制の強化を目指し、リスク管理基本規程を制定するとともにリスク管理委員会を設置して、当社グループにおける様々な事業運営上のリスクについて、想定されるリスクの洗い出しとその評価、対応について整理、検討し、関係部署及びグループ会社間で情報の共有化を行うとともに必要に応じて助言を行っております。また、リスク管理基本規程の下位規程として危機管理基本規程を制定するとともに、万一危機が顕在化した場合には、対応マニュアルに基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えております。

また、2018年11月よりコンプライアンス、リスク管理、内部統制の各委員会の活動を統括し、より一層推進するためCSR推進委員会を設置しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して断固とした姿勢でのぞみ、反社会的勢力及び団体からの不当な要求などには応じず、関係を断絶することを基本方針としております。

#### 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「CSR基本方針」「コンプライアンスマニュアル」において、反社会的勢力に対する姿勢、反社会的勢力との関係断絶について定めております。 反社会的勢力への対応については人事総務部を対応統括部署とし、平素から警察・顧問弁護士及び関連団体等の外部専門機関と緊密な連携 を図りつつ、反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、入手した情報を対応統括部署において管理しております。また、新規取引時の審査 や取引基本契約書への反社条項の導入を行うとともに、対応マニュアルを整備し、その実態や対応策について意識の徹底を図っております。

## 1.買収防衛策の導入の有無

## 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

当社及び当社グループ会社における重要な会社情報については情報取扱責任者に集約され、情報取扱責任者は人事総務部と連携し、当該情報の開示の必要性について、東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき検討を行います。

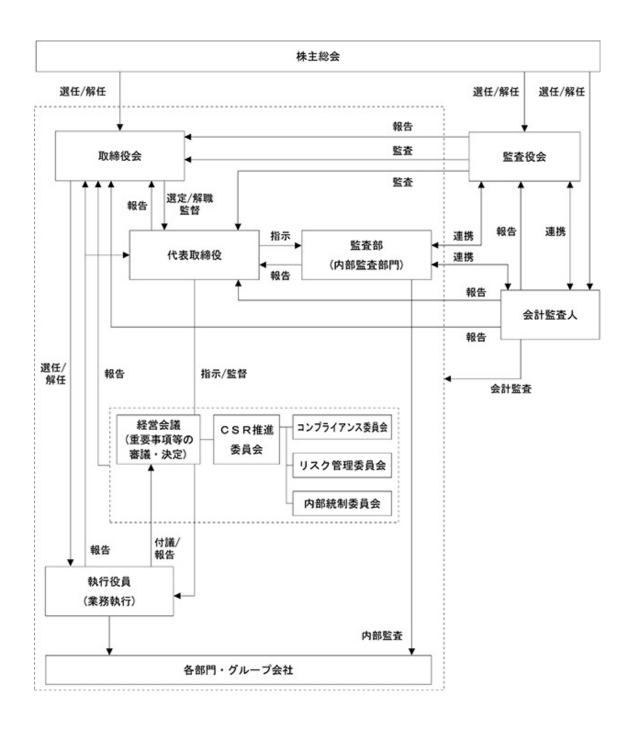
適時開示が必要であると判断された情報のうち、決定事実については、人事総務部、経理部において開示資料を作成し、情報取扱責任者が開示内容の確認を行い、取締役会で承認された後、情報取扱責任者は速やかに開示を行います。

また、発生事実につきましては、人事総務部、経理部において開示資料を作成し、情報取扱責任者が開示内容の確認を行い、代表取締役社長に報告の上、速やかに開示を行います。

決算情報につきましては、経理部、人事総務部、経営企画部が分担して開示資料を作成し、情報取扱責任者が開示内容の確認を行い、取締役会で承認された後、速やかに開示を行います。

なお、情報の開示が行われるまでは、社内規程により、インサイダー取引の防止と情報管理の徹底を図っております。

また、適時開示の方法については、東京証券取引所のTDnet(適時開示情報伝達システム)への登録により行い、必要に応じて記者会見の実施や、開示資料の配布を大阪証券記者クラブ、大阪商工記者クラブおよび東京商工会議所の記者クラブなどで実施することにより情報の周知を図っております。また、TDnetによる開示が行われた後、速やかに自社ホームページへの開示資料の掲載を行っております。



# 模式図

